

## 【1】 利用申込

申込先	徳島県立産業観光交流センター（アスティとくしま） 〒 770-8055 徳島市山城町東浜傍示1番地1（トクシマシマシロチョウビガシマホウジ） 電話 (088) 624-5111 FAX (088) 625-8469 URL <a href="http://www.asty-tokushima.jp">http://www.asty-tokushima.jp</a> ※原則として、原本での申請となります。ホームページからの申込みはできませんが、申請書類のダウンロードは可能です。
申込時期	◆多目的ホール ①利用開始日の3年前から1ヶ月前まで。 ◆特別会議室・会議室・特別室 ①利用開始日の6ヶ月前から3日前まで。 ②多目的ホールと併せて利用する場合は、3年前から1ヶ月前まで。 ◆控室・多目的広場 ①多目的ホールと併せて利用する場合のみ申し込みができます。
受付時間	8時30分から17時まで。 ただし、休館日は除きます。 ※上記時間以外でも担当職員がいる場合には、先着順で予約を受付します。 ただし、多目的ホール3年先・会議室6ヶ月先の予約については、8時30分から17時までとし、複数の予約申し込みの場合は、翌日抽選を実施いたします。  (1) 『利用許可申請書』を提出してください。なお、初回利用時には会社概要（個人でのご利用の場合はお伺い書）を提出ください。 (2) 電話等による仮申し込みの場合は、2週間以内に『利用許可申請書』を提出してください。提出がない場合には、申し込みがなかったものとして取り扱いさせていただきます。場合もありますので、あらかじめご了承ください。

## 【2】 利用時間・休館日

利用時間	◆多目的ホール、控室 9時～21時（9時前及び21時以降のご利用も可能ですので、ご相談ください。） ◆特別会議室、会議室、特別室 9時～20時 ◆多目的広場 9時～17時 (1) 利用時間には、催し物前後の準備・撤去等に要する時間も含めてください。 なお、開場（客入れ）からを開催とします。 (2) 多目的ホールは、9時前及び21時以降のご利用も可能です。時間外の利用は、1時間単位で利用できます。（1時間未満は、1時間に切り上げます。）
休館日	毎月第3火曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる時は、その翌日）

### 【3】 利用許可

利用許可	『利用許可申請書』を提出いただいた後、内容を審査の上、『利用許可書』を発行いたします。
利用の制限	次の事項に該当する場合は、センターの利用を許可できません。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。 (3) その他センターの管理上支障があると認められるとき。
許可の取消等	次の事項に該当するときは、利用の許可を取り消し、または利用を中止していただくことがあります。 (1) 法律・条例等の定めに違反したとき。 (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。 (3) 集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。 (4) 利用の許可に付した条件に違反したとき。 (5) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。 (6) 利用の権利を第三者に譲渡若しくは転貸したとき。 (7) 『利用許可申請書』と内容の異なる利用をしたとき。 (8) 衛生・防災・防犯に関し、関係官公庁等の指示に従わないとき。 (9) 利用の際、他の利用者に迷惑をおよぼしたとき。 (10) その他センターの管理上支障があると認められるとき。
損失補償	利用する者が利用の制限、または利用の許可取消等の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、センターはその補償の責めを負いません。
キャンセル	キャンセルの場合はただちにセンターへご連絡ください。ただし、使用料の還付はできません。また、利用許可書発行後、納入されていない場合は、請求額の全額を納入していただきます。
変更申請について	主催者の都合により、期日・規模・場所等を変更する場合はただちにセンターへご連絡ください。また、変更は1回限り可能ですが、受付期限がありますのでお早めにお申し出いただき、変更申請の手続きを行ってください。なお、使用料が未納の場合は、変更申請を受け付けできませんので、納入後にお手続きをお願いいたします。

区 分	変更申請書最終受付日	変更可能期間
多目的ホール	当初の利用日から2ヶ月前まで	当初の利用日より1年以内
会議室	当初の利用日から10日前まで	当初の利用日より6ヶ月以内